

大和都市計画地区計画の変更（葛城市決定）

（当初）平成17年12月16日 葛城市告示第152号
（変更）平成24年 2月27日 葛城市告示第 15号

都市計画葛城市 J R 大和新庄駅東地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名	称	葛城市 J R 大和新庄駅東地区
位	置	葛城市柿本、北花内、笛堂の各一部
面	積	約4.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 和歌山線大和新庄駅の東側に隣接し、国道24号から東へ250mの位置にあり、平成17年度末より市街化区域へ編入のうえ、組合施行の土地区画整理事業等によって道路、公園、水路、上下水道等の公共・公益施設の整備・改善や、宅地の造成が行われる予定である。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、適正な規制・誘導を行うことにより、居住環境の悪化をもたらす用途の混在や敷地の細分化を防止し、事業効果の維持増進を図るとともに、周囲の田園環境と調和した良好な住宅地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区においては、既存の建築物を存置するとともに、新たに一戸建て住宅の建設や生活サービス施設等の誘致を促進し、駅や国道に近い利便性を生かした生活サービス機能と田園環境と調和した良好な住環境をあわせもった住宅地として整備・誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により、地区内に主要区画道路（W=8m）及び区画道路（W=4.5~6m）を配置するとともに、街区公園を1ヶ所配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>① 良好な1戸建て住宅、共同住宅及び生活サービス施設を中心とする中低層住宅・生活サービス複合地として位置づけ、建築物の用途の制限、敷地の最低限度、高さの最高限度の規制、意匠の制限、垣・柵の構造の制限、敷地内の緑化、区画道路に沿ったまちなみの整備等の施策により、良好な住環境形成のための規制・誘導を図るとともに、その維持・保全を図る。</p> <p>② 意匠については、田園環境と調和した良好な住環境にふさわしい建築物・工作物の誘導を図る。</p> <p>③ 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝を行うなど緑化に努めるものとする。</p> <p>④ 自己・借家人又は来客に必要な駐車場は、敷地内又は周辺の駐車場等に確保し、路上駐車のないよう努めるものとする。</p>